

飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項による緊急安全措置を実施したことについて、当該空家等の所有者等を確認できないため、同条第2項に基づき告示する。

令和7年9月25日

飯塚市長 武 井 政 一

1 措置の内容

倒壊家屋解体工事を実施

2 空家等の所在地

飯塚市楽市 509-2

3 実施日

令和7年8月11日から令和7年8月12日まで